

1. 基本方針1及び基本方針2の修正案について

現在提案している案	意見等を踏まえた修正案	委員からの主なご意見
<p>◆基本方針1 乳幼児期の教育・保育の充実</p> <p>【重点施策1】「生きる力」の基礎を培う教育・保育の充実</p> <p>《現状及び課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変化の激しい社会の中では、自ら見通しを持ち、自分で考えて行動しようとする自立心や、他者に対する思いやり、自らの体を十分に動かそうとする力等を基盤とし、失敗を恐れず挑戦しようとする意欲、最後まで諦めず取り組もうとする根気強さ、周囲の人やものに積極的に関わろうとする力の育成等が求められています。 ・核家族化や少子化の進行、テレビゲーム、スマートフォンの普及に伴い、一人遊びをする子どもが増え、鬼ごっこなど友達と関わって遊ぶ集団遊びの経験が不足し、子どものコミュニケーション能力の低下など育ちにも変化が見られるようになってきています。 ・日常生活において、さまざまな自然・人・伝統行事の体験など人との関わりが希薄になり実体験が少なく、遊びこめない子どもが増えており、幼児教育・保育施設においても、多様な体験活動を通して、幼児が主体的に遊びに取り組むことができるような援助の充実が一層求められています。 <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえた教育・保育の充実 ・「教育・保育の手引き」（乳幼児教育カリキュラム含む）の作成及び活用 ・「大分市幼児教育・保育振興計画」の配布、発信による取組の展開 	<p>《現状及び課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変化の激しい社会の中では、自ら見通しを持ち、自分で考えて行動しようとする自立心、他者に対する思いやり、自らの体を十分に動かそうとする力等を基盤とし、失敗を恐れず挑戦しようとする意欲、最後まで諦めず取り組もうとする根気強さ、周囲の人やものに積極的に関わろうとする力の育成等が求められています。 ・核家族化や少子化の進行、テレビゲーム、スマートフォンの普及に伴い、一人遊びをする子どもが増え、鬼ごっこなど友達と関わって遊ぶ集団遊びの経験が不足し、子どものコミュニケーション能力の低下を招くなど育ちにも変化が見られるようになってきています。 ・日常生活において、さまざまな自然・人・伝統行事の体験など人との関わりが希薄になり実体験が少なく、遊びこめない子どもが増えており、幼児教育・保育施設においても、多様な体験活動を通して、幼児が主体的に遊びに取り組むことができるような援助の充実が一層求められています。 <p>・近年、子どもの生活が夜型化し、朝食を食べない子どもの増加など食生活や生活リズムの乱れが指摘され、乳幼児期の子どもの育成においては、規則正しい生活リズムと望ましい生活習慣を形成することが再認識されてきています。</p> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえたカリキュラムの充実 ・「教育・保育の手引き」（乳幼児教育カリキュラム含む）の作成及び活用 ・「大分市幼児教育・保育振興計画」の周知と取組の展開 	<p>(事務局による見直し)</p> <p>(事務局による見直し)</p>
<p>【重点施策2】特別な配慮を必要とする乳幼児への支援の充実</p> <p>《現状及び課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、障がいのある園児への指導にあたっては、教職員の深い幼児理解のもと、園児一人ひとりの教育・保育ニーズに対応し、実態に合わせた教育・保育を必要としますが、医療機関等専門機関との連携が十分でない状況も見受けられます。よりきめ細かに進めていくためには、専門的知識をもつ人材を育成するとともに、医療機関やその他の専門機関との連携の強化が必要です。 ・幼児教育・保育施設においては、様々な医療的ケアを必要とする乳幼児が増えていることを踏まえ、一人ひとりに応じた支援を行うために、受け入れ体制を整備し、保護者と連携をすすめていく必要があります。 ・海外から帰国した園児や生活に必要な日本語習得に困難があると思われる園児への支援は、生活、文化や言葉の違いからくる不安に寄り添い、保護者と連携した支援が必要です。 <p>《取組の方向性》</p> <p>①園内体制の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある幼児の受け入れを促進し、きめ細かな協力・相談体制をつくりながら、安全面の確保と施設の整備を推進します。 ・幼児教育・保育施設においては、特別支援教育・保育の実施に当たり、リーダー的役割を担う教職員を養成し、研修を充実させるなど園全体の支援体制を充実します。 ・教職員は、特別支援教育・保育に関する理解を深めるとともに、専門性を高め、園児一人ひとりに応じた支援に努め、必要に応じて専門機関と連携し、支援の方針や内容の共有を図ります。 ・医療的ケアの必要な園児に対する支援についての知識を深め、特別支援学校の職員や、保健師、看護師等専門的な職員との連携を深め、協力体制を構築していきます。 	<p>《現状及び課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、障がいのある園児への指導にあたっては、教職員の深い幼児理解のもと、園児一人ひとりの教育・保育ニーズに対応し、実態に合わせた教育・保育を必要としますが、医療機関等専門機関との連携が十分でない状況も見受けられます。よりきめ細かに進めていくためには、専門的知識をもつ人材を育成するとともに、医療機関やその他の専門機関との連携の強化が必要です。 ・医療的ケアを必要とする幼児の受け入れ体制を整備し、保護者や医療機関と連携する中で、一人ひとりに応じた支援を行う必要があります。 ・海外から帰国した園児や生活に必要な日本語習得に困難があると思われる園児への支援は、生活、文化や言葉の違いからくる不安に寄り添い、保護者と連携した支援が必要です。 ・障がいのある園児と障がいのない園児が、園生活や交流活動を通して、お互いを認め合い仲間として気持ちが通じ合うことを実感するなどにより、共に育ちあうことが大切です。 <p>《取組の方向性》</p> <p>①園内体制の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある幼児の受け入れを促進し、きめ細かな協力・相談体制をつくりながら、安全面の確保と施設の整備を推進します。 ・幼児教育・保育施設においては、特別支援教育・保育の実施に当たり、教職員の適正な配置をするとともにリーダー的役割を担う教職員を養成し、研修を充実させるなど園全体の支援体制を充実します。 ・教職員は、特別支援教育・保育に関する理解を深めるとともに、専門性を高め、園児一人ひとりに応じた支援に努め、必要に応じて専門機関と連携し、支援の方針や内容の共有を図ります。 ・医療的ケアの必要な園児に対する支援についての知識を深め、特別支援学校の職員や、保健師、看護師等専門的な職員との連携を深め、協力体制を構築していきます。 	<p>(事務局による見直し)</p> <p>・コーディネーターとかパンフレットなどの計画はすばらしいと思うが、特別な支援を必要とする子どもが増加している状況において、教職員の配置いわゆるマンパワーを充実させないと現場は人が足りないし、医療機関に行って明確な診断が出ない限りは何も言えず、保護者からの理解も得られないため、ただ保育士が疲弊してしまう。教職員の配置についても触れる必要があると思う。</p>

現在提案している案	意見等を踏まえた修正案	委員からの主なご意見
<p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育・保育コーディネーターの育成 ・個別の指導計画の作成 ・つながりファイル・支援シートの活用 ・特別支援教育・保育に係る各種研修会・講演会実施 ・巡回教育相談等相談体制の推進 ・英語版等の園パンフレット作成 ・園内の掲示物等への工夫（ユニバーサルデザインの導入） 	<p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育・保育コーディネーターの育成 ・個別の指導計画の作成 ・つながりファイルや移行支援シートを活用した小学校教育への接続 ・特別支援教育・保育に係る各種研修会・講演会実施 ・巡回教育相談等相談体制の推進 ・英語版等の園パンフレット作成 ・園内の掲示物等への工夫（ユニバーサルデザインの導入） 	<p>（事務局による見直し）</p>
<p>【重点施策3】カリキュラム・マネジメントの充実</p> <p>《現状及び課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育施設においては、カリキュラムに基づいた保育の実施が行われてはいるものの、P（計画）D（実施）C（評価）A（改善）サイクルの体制が整っていない施設も見受けられます。 ・幼児教育・保育施設においては、教育・保育目標を達成するために、子どもの発達の特徴を踏まえ、乳幼児の実情に即したカリキュラムを編成し、計画性を持った適切な保育が行うことが求められています。 ・平成29年度3法令の改訂では、質の向上に向けて、カリキュラム・マネジメント（保育計画等の評価・改善を行い管理すること）を行うことが求められています。 <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「幼児教育においてはぐくみたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえたカリキュラムの編成 ・乳幼児理解に基づいた評価・改善の実施 ・自己評価シートの活用 ・幼児教育アドバイザー等の育成及び活用 	<p>《現状及び課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育施設においては、カリキュラムに基づいた保育の実施が行われてはいるものの、P（計画）D（実施）C（評価）A（改善）サイクルの体制が整っていない施設も見受けられます。 ・幼児教育・保育施設においては、教育・保育目標を達成するために、地域の実態と子どもの発達の特徴を踏まえ、乳幼児の実情に即したカリキュラムを編成し、計画性を持った適切な保育が行うことが求められています。 ・平成29年度の3法令の改訂（定）では、質の向上に向けて、カリキュラム・マネジメントを行うことが求められています。 <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「幼児教育において育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえたカリキュラムの編成 ・乳幼児期の子どもの発達理解に基づいたカリキュラムの評価・改善の実施 ・カリキュラムの改善に向けた自己評価シートや幼児教育アドバイザーの活用 	<p>（事務局による見直し）</p> <p>（事務局による見直し）</p>
<p>◆基本方針2 円滑な接続に向けた幼保小連携の推進</p> <p>幼児教育・保育施設と小学校とがそれぞれの教育目標や指導の内容・方法などについて、情報を共有するとともに生活の連続性に配慮しつつ、小学校との連携、接続の取り組みを充実させ、小学校以降の生活や学習への円滑な接続を推進します。</p> <p>また、幼児教育・保育施設の教職員と小学校の教職員との交流においては、意見交換や合同研修の機会を設けるなど、互いの教育内容の理解や子どもの姿の共有化を図り、幼児教育と小学校教育との接続を促します。</p> <p>さらに、<u>幼児教育・保育施設間で、これまでの研究や実績の成果を共有し、相互理解を深められるよう連携の推進に努めます。</u></p>	<p>幼児教育・保育施設と小学校は、それぞれの教育目標や指導の内容・方法などについて、情報を共有するとともに生活の連続性に配慮しつつ、小学校との連携、接続の取り組みを充実させ、小学校以降の生活や学習への円滑な接続を推進します。</p> <p>幼児教育・保育施設の教職員と小学校の教職員との交流においては、意見交換や合同研修の機会を設けるなど、互いの教育内容の理解や子どもの姿の共有化を図り、幼児教育と小学校教育との接続を促します。</p> <p>また、幼児教育・保育施設間で、これまでの研究や実績の成果を共有し、相互理解を深められるよう連携の推進に努めます。</p> <p>さらに、小学校は、小学生の保護者と園児の保護者との交流機会を設けるなど、小学校入学に対する園児の保護者の不安解消に向けた取組を進めます。</p>	<p>【基本方針2】の幼保小連携の根本的な考え方のリード文の中で、保護者という言葉が全く出ておらず、現状や課題の中で、子どもや保護者の不安という話があったが、どのように保護者の関わりを考えているのか。</p> <p>幼保小連携は、子どもと園そして保護者の三者が一体になって、家庭を含めた中での幼保小連携が一番不安なくスムーズに行くのではないかと考えている。保護者の不安というのは第1子、幼稚園・保育所を初めて小学校に上がる保護者の不安が一番だと思われる。</p> <p>例えば不安を解消するために、重点施策の具体的取組で、小学校の見学とか交流活動の中に、親子で交流とか一言どこかに親という言葉があると、保護者としても安心できるのではないかと思う。</p>
<p>【重点施策1】園児と児童の交流活動の充実</p> <p>《取組の方向性》</p> <p>①小学校を中心とした校区内の幼児教育・保育施設と小学校との交流活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前の園児が小学校就学に向けて自信や期待を高めるために、小学校の活動に参加する交流活動は意義のある活動です。また、児童にとっても、異年齢交流を図ることにより、思いやりの気持ちが育つなど、園児と児童の互いの育ちにつながる交流活動の充実を図ります。 ・校区の小学校は、<u>近隣の幼児教育・保育施設へ公開授業や学校行事等の情報を積極的に発信します。</u> <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験的な小学校見学の充実（授業体験、給食体験等） ・計画的な交流活動の充実（年間計画の作成等） 	<p>①小学校を中心とした校区内の幼児教育・保育施設と小学校との交流活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前の園児が小学校就学に向けて自信や期待を高めるために、小学校の活動に参加する交流活動は意義のある活動です。また、児童にとっても、異年齢交流を図ることにより、思いやりの気持ちが育つなど、園児と児童の互いの育ちにつながる交流活動の充実を図ります。 ・小学校は、校区の幼児教育・保育施設へ公開授業や学校行事等の情報を積極的に発信するとともに、幼児教育・保育施設を訪問し、各施設における教育・保育の内容の理解に努めます。 <p>《具体的取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験的な小学校見学の充実（授業体験、給食体験等） ・年間計画に基づく交流活動の充実 ・小学生の保護者と園児の保護者との情報共有や意見交換会等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の先生がそれぞれの保育園や幼稚園に行き、どういう取組をしていて、この子どもたちがこういう教育を受けて学校に入っているのか掴んでいただきたい。 ・逆に小学校から幼稚園、認定こども園、保育園を見に来てもらえないか。

現在提案している案	意見等を踏まえた修正案	委員からの主なご意見
<p>【重点施策2】 幼児教育・保育施設の職員間の連携推進</p> <p>《取組の方向性》 ①園児同士の交流活動の推進 ・同年齢の他園の友だちと交流することで新たな友だち関係をつくることや自分の気持ちを伝え、調整する力を身につけるなど望ましい人間関係作りにつなげていきます。 幼児教育・保育施設は、交流活動の目的を共有した上で、実施します。</p> <p>②教職員同士の交流と合同研修の推進 ・幼児教育・保育施設において、職員の資質の向上を図るために、<u>互いの教育・保育内容を学び合う合同研修の機会</u>の拡充に努めます。</p> <p>《具体的方策》 ・幼児教育・保育施設間の合同行事の実施 ・幼児教育・保育施設間の合同研修の実施</p>	<p>《取組の方向性》 ①園児同士の交流活動の推進 ・同年齢の他園の友だちと交流する <u>出会いの場で互いの気持ちを伝え合い、折り合いをつける体験を通して</u>、調整する力を身につけるなど望ましい人間関係作りにつなげていきます。 幼児教育・保育施設は、交流活動の目的を共有した上で、実施します。</p> <p>②教職員同士の交流と合同研修の推進 ・幼児教育・保育施設において、職員の資質の向上を図るために、互いの教育・保育内容を学び合う <u>場を設け、交流活動の目的を共有するなど</u>、合同研修の機会の拡充に努めます。</p> <p>《具体的取組》 ・幼児教育・保育施設間の <u>交流活動</u> の実施 ・幼児教育・保育施設間の合同研修の実施</p>	<p>「①園児同士の交流活動の推進」において、「調整する力」というのが抽象的で分かりにくいのが、これは「折り合う気持ち」のことを言っているのか。大人の社会でも、自分は絶対に正しいという二人が会うと意地を張り合ってしまう。どこかで相手の気持ちを理解して、心を静めて相手の気持ちをちょっと受け入れてみようなど、子どもの生活の中でも多々ある。よって、意地を張り合っても問題は解決しないので、先生が仲介し、折り合うということを教える必要があると思われる。</p> <p>具体的方策として、「幼児教育・保育施設間の合同行事の実施」という書き方であると、「行事」そのものを行うことが方策と受け止められる。ここでいう「行事」は、行事に至るまでのプロセスであったり、合同実施にあたっての連携カリキュラムの作成などと思われることから、「合同活動の実施」など、子どもの育ちに目が行く書き方にしてはどうか。</p>
<p>【重点施策3】 幼児教育と小学校教育の相互理解に基づいた育ちや学びの接続</p> <p>《現状及び課題》 ・小学校教育を先取りした教育・保育をするのではなく、乳幼児期にふさわしい生活を通して教育・保育を行うことが最も肝心なことを踏まえ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有することが大切です。 ・校区幼保小連携推進協議会は、年に2、3回程度開催され、それぞれの教育・保育を相互理解する場となっており、小1プロブレム解消は一定の成果をあげてきたところであり、今後は、小学校教育への円滑な接続に向けて、協議会の内容を充実させていく必要があります。 ・幼保小連携推進指定園による公開研究発表会を通して、幼児教育・保育施設、小学校の教職員は、<u>幼児理解・保育内容等学ぶ機会</u>となっています。今後は、<u>連携推進指定園の取組を拡充し、さらに、多くの教職員が関われるような工夫</u>が必要です。</p> <p>《取組の方向性》 ①長期的な発達を踏まえた接続カリキュラムの編成 ・幼児教育・保育施設と小学校で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有することは大切です。幼児教育・保育施設は、発達や学びの連続性を踏まえ、小学校教育への円滑な接続に向けたカリキュラムを編成します。 ・全市共通の接続カリキュラムを編成することにより、幼児教育・保育施設は、それを活用し、研修することで幼児教育・保育と小学校へのつながりを強化していきます。</p> <p>②幼児教育・保育と小学校教育との相互理解に向けた合同研修の実施 ・教職員同士が、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、意見交換や互見保育・授業の機会を設け、教育・保育の理解を深めるようにします。 ・幼児教育と小学校教育との円滑な接続のあり方を実践研究し、公開保育や情報交換会等を通じて、その経過や課題を情報提供し、共有します。</p> <p>《具体的取組》 ・<u>市立幼児教育・保育施設、小学校で行われる実践発表や公開保育研究会等の情報発信</u> ・<u>学校長・園長のリーダーシップによる情報発信、研修交流等の企画</u> ・<u>互見保育・授業等による合同研修の推進</u> ・<u>幼保小連携に係る公開研究発表会</u> ・<u>幼保小連携研修会の実施</u> ・<u>校区幼保小連携推進協議会における合同研修の実施</u> ・「教育・保育の手引き」（接続のカリキュラム含）活用 ・「おおいた教育の日」に係る全市一斉オープンスクールデーの活用</p>	<p>《現状及び課題》 ・小学校教育を先取りした教育・保育をするのではなく、乳幼児期にふさわしい生活を通して教育・保育を行うことが最も肝心なことを踏まえ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有することが大切です。 ・校区幼保小連携推進協議会は、年に2、3回程度開催され、それぞれの教育・保育を相互理解する場となっており、小1プロブレム解消に一定の成果をあげてきた。今後は、小学校教育への円滑な接続に向けて、<u>学校長・園長のリーダーシップのもと</u>、協議会の内容をさらに充実させていく必要があります。 ・幼保小連携推進研究園による公開研究発表会を通して、幼児教育・保育施設、小学校の教職員は、<u>幼児理解や保育の内容等学ぶ機会</u>となり、<u>おり、今後は、さらに充実させていくことが必要です。</u></p> <p>《取組の方向性》 ①長期的な発達を踏まえた接続カリキュラムの編成 ・幼児教育・保育施設と小学校で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有することは大切です。幼児教育・保育施設は、発達や学びの連続性を踏まえ、小学校教育への円滑な接続に向けたカリキュラムを編成します。 ・全市共通の接続カリキュラムを編成することにより、幼児教育・保育施設は、それを活用し、研修することで幼児教育・保育と小学校教育へのつながりを強化していきます。</p> <p>②校区幼保小連携推進協議会の充実 ・教職員同士が、<u>校区幼保小連携推進協議会を通して</u>、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、<u>幼児教育・保育と小学校教育との相互理解に向けた</u>意見交換や互見保育・授業の機会を設け、教育・保育の理解を深めるようにします。 ・幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続のあり方を実践研究し、公開保育や情報交換会等を通じて、その成果や課題を情報提供し、共有します。 ・<u>連携推進研究園の拡充に取組むことにより、多くの教職員が関われるよう努めます。</u></p> <p>《具体的取組》 ・「教育・保育の手引き」（接続のカリキュラム含）の作成と活用 ・<u>校区幼保小連携推進協議会による合同研修の充実（互見保育・授業等）</u> ・<u>公開研究発表会における連携推進研究園の拡充</u> ・<u>公開研究発表会等の情報発信</u></p>	<p>(事務局による見直し)</p> <p>(事務局による見直し)</p> <p>(事務局による見直し)</p>